

■議案第5号 四万十町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 について

【要旨】

この条例改正は、平成27年10月15日付けの高知県人事委員会報告及び勧告等の趣旨に沿って、初任給を中心とした若年層の給料月額及び初任給調整手当の額を改定するとともに地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行による地方公務員法の一部改正等に伴い、規則において定めていた級別職務分類表を条例に規定するものです。

【改正の内容】

(1) 給料表の改定

初任給を中心とした若年層の給料月額を改定します。

※この改定に伴う平成27年度給与等影響額は約220万円です。

(2) 初任給調整手当の改定

① 医療職給料表(1)の適用を受ける職員のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職員に対する支給月額の限度額を413,300円(現行412,200円)に引き上げます。

② 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職員に対する支給月額の限度額を67,300円(現行67,100円)に引き上げます。。

(3) 級別職務分類表の規定

規則において定めていた級別職務分類表を条例において規定します。

【施行期日】

(1) 公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用

(2)及び(3) 平成28年4月1日

【新旧対照表】

別紙